

指定介護予防支援事業所 南越谷 運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人財団明理会が開設する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下、「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所、その他指定介護予防支援事業所、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等の連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 指定介護予防支援事業所 南越谷
- 二 所在地 越谷市南越谷四丁目2番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤職員1人）
管理者は、事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 担当職員
 - ① 保健師等 1人以上（常勤職員1人以上）
 - ② 社会福祉士 1人以上（常勤職員1人以上）
 - ③ 主任介護支援専門員 1人以上（常勤職員1人以上）担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。
- 三 事務職員 1人
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日まで及び祝祭日を除く。
- 二 営業時間 9時00分から18時00分までとする。
- 三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- 一 提供方法
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令37号第29条から第31条の規定）に従って実施する。
- 二 相談の場所 第3条に規定する事業所内又は自宅とする。
- 三 サービス担当者会議開催場所
第3条に規定する事業所内、サービス事業所内又は自宅とする。
- 四 居宅訪問の頻度等
 - ① サービス提供開始月（以下「提供開始月」という。）
 - ② サービスの評価期間が終了する月
 - ③ 提供開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回
 - ④ 利用者の状況に著しい変化があったとき
- 五 利用者の居宅を訪問しない月について
可能な限り、指定介護予防通所介護事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- 六 モニタリングの結果記録
すくなくとも1ヶ月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、越谷市南越谷地区センター区域とする。

(個人情報の保護)

第8条 事業所は、利用者の個人情報について、次のとおりとする。

- 一 「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 二 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため次のとおりとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。

- 三 担当職員に対し、虐待のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当責任者を配置し、虐待予防、早期発見に向けた取り組みを進める。
尚、施設内及び委託先で虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合においても直ちに市町村へ連絡をし、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の発生防止策を検討する。

（その他運営についての留意事項）

第10条 事業所は、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上
- 2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効果的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人財団明理会及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。